13　施行令第三十九条の三十九第十二項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

14　施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

15　施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる一件とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に掲げる試験研究（以下この項及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。

三　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。

16　施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

17　施行令第三十九条の三十九第十二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第六号に規定する知的財産権（次号及び第二十項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該連結親法人又はその連結子法人が行う同条第十二項第六号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する中小事業者等（第二十項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

18　施行令第三十九条の三十九第十三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の四第十三項第一号に掲げる試験研究　法第六十八条の九第六項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

二　施行令第二十七条の四第十三項第五号に掲げる試験研究　法第六十八条の九第六項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三　施行令第二十七条の四第十三項第九号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち、法第六十八条の九第六項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

第二十二条の二十三第二十五項中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第三十九条の三十九第十九項の」を「第三十九条の三十九第十八項の」に改め、同項第五号中「含む連結事業年度」の下に「に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を加え、「前三年以内に開始した各連結事業年度（当該開始の日前三年以内に開始した」を「（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等の日を含む事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間（当該開始し、又は当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した当該分割法人等の各連結事業年度（その開始し、又は終了した）に、「当該事業年度」を「当該事業年度とし、当該分割等連結事業年度開始の日が当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度。以下この号において「分割承継等連結事業年度」という。）開始の日前である場合には当該分割等連結事業年度開始の日から当該分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含む。）に、「第三十九条の三十九第十八項」を「第三十九条の三十九第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十五項中「第十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十四項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十三項中「第十四項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十二項中「第十三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十一項中「第十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第九項中「第十項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第八項中「第九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第七項中「第八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第六項中「第七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五項中「第六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四項中「第五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三項中「第四項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二項中「第三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第一項中「第二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条に次の一項を加える。

20　施行令第二十七条の四第十三項第九号に掲げる試験研究費の額のうち、法第六十八条の九第六項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

第二十二条の二十三第二十五項中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第三十九条の三十九第十九項の」を「第三十九条の三十九第十八項の」に改め、同項第五号中「含む連結事業年度」の下に「に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を加え、「前三年以内に開始した各連結事業年度（当該開始の日前三年以内に開始した」を「（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等の日を含む事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間（当該開始し、又は当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した当該分割法人等の各連結事業年度（その開始し、又は終了した）に、「当該事業年度」を「当該事業年度とし、当該分割等連結事業年度開始の日が当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度。以下この号において「分割承継等連結事業年度」という。）開始の日前である場合には当該分割等連結事業年度開始の日から当該分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含む。）に、「第三十九条の三十九第十八項」を「第三十九条の三十九第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十五項中「第十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十四項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十三項中「第十四項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項中「第十三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十一項中「第十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第九項中「第十項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第八項中「第九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第七項中「第八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第六項中「第七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五項中「第六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四項中「第五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三項中「第四項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第二項中「第三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第一項中「第二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条に次の一項を加える。

19　施行令第三十九条の三十九第十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該大学等が支出する当該試験研究に要した費用であつて、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることの証明をいう。

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用（契約又は協定においてイに掲げる金額に係る費用を除く。）に係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額